(2)必要な証拠書類について

補助事業計画に基づいて物品の購入や業務の依頼などを行う際は、必ず必要な書類を事前に確認してください。

実績報告時に「補助事業の手引き」に則り、必要な証拠書類をご提出いただけないと、 補助金をお受け取りいただけなくなります。

<u>必ず、取引の証拠を口頭のやり取りではなく《書面で》残すようにしてください。</u> 原則、以下の全ての書類が必要です。



①見積書

- ●「2者以上」からの見積書が必要な場合^{※1} があります。
 - ※1. 1件あたり100万円超(税込)の取引
 - ・購入単価 50 万円未満(税抜)の中古品の購入
 - ▶ 中古品は金額に関わらず複数の見積書が必要です。

②発注書または契約書

- インターネット取引時は、受注完了メール、 注文履歴画面等でも代替可
- ③完了報告書または納品書
- ④請求書

⑤支払の証明

● 領収書、振込(明細)受領書、通帳コピー等

⑥成果物

● 購入した商品や作成したものの内容が 分かる写真・資料等

経費区分によっては追加の証拠書類が必要です。 詳しくは「補助事業の手引き」をご参照ください。